

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 環境保全課
委託業務番号	令和6年度 長環境第323号
委託業務名称	消費学習啓発事業業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地
業務の概要	(1)健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信に関すること (2)消費者が環境に配慮した暮らしへ転換するための実践活動に関すること (3)消費者問題啓発の目的を達成するための事業に関すること (4)長浜市消費生活フェアの企画、開催、および予算に関すること (5)長浜市消費生活フェアで、市民に快適な生活の啓発をすすめること
履行期間	令和6年 6月 1日 から 令和7年 3月31日
契約年月日	令和6年 6月 1日
契約額(税込)	500,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地 [商号又は名称] 長浜市消費学習研究会
契約相手方の選定理由	当事業は幅広い啓発が必要となるため、会員数が多く、従来から積極的に消費生活全般に関わる学習・実践を行っている「長浜市消費学習研究会」に業務を委託することが最適であるため
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定 (1) 賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (2) ○ (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。